

平成 21 年 11 月 6 日  
学 長 裁 定  
改正 平成 26 年 6 月 2 日

## 授業公開の実施に関する申合せ

### 1 授業公開の目的

本学における教員相互の「授業研究」の場として設定し、個々の教員及び大学全体の授業改善を推進していくことを目的とする。

### 2 対象授業

原則として、授業は全面公開とする。ただし、授業担当教員が公開することが適切でないと判断した授業については除外する。

### 3 公開期間

各教員においては、日常的に「授業研究」を行い、授業の改善に努めているところであるが、このような大学組織としての「授業研究」をさらに推進するため、個々の授業科目において授業公開を行うことができるものとする。その場合、授業公開に参加を希望する教職員は、当該授業担当教員に対し事前に了承を得るものとする。ただし、日常の教育活動を保証するため、次の期間については公開の対象としない。

- (1) 定期試験の期間
- (2) 学期当初の期間（1～2週間）
- (3) 実地教育等に関わる期間